令和3年5月28日 例規(交規)第14号

第1 趣旨

この要領は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号。以下「手数料条例」という。)第2条第1項に規定する道路使用許可申請手数料(以下「手数料」という。)の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 手数料の徴収

手数料は、道路使用許可申請書(以下「申請書」という。)が道路使用許可の申請に係る場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)に提出された時点で、処分の結果にかかわらず申請者から徴収するものとする。ただし、申請書が提出された時点で手数料を徴収できない場合は、当該申請に係る処分を行う前までに手数料を徴収するものとする。

第3 手数料の免除

次に掲げるときは、手数料条例第4条の規定に基づき、手数料を免じるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が、行政上の目的のために道路を使用するとき
- (2) 鉄道、電信、電話及び水道(下水道を含む。)、電気、ガス供給事業を営む者が、その事業を実施するために道路を使用するとき
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が当該学校の 行事を実施するために道路を使用するとき
- (4) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年8月県条例 第29号)に基づく許可を受けた主催者が道路を使用するとき
- (5) 医療、公衆衛生等社会事業の実施に伴い道路を使用するとき
- (6) スポーツ振興のためのマラソン、駅伝等の実施に伴い道路を使用するとき
- (7) 文化振興のための音楽パレード等の実施に伴い道路を使用するとき
- (8) 災害防止訓練のための消防演習、水防演習等の実施に伴い道路を使用するとき
- (9) 社会の慣習となっている「みこし」「稚児行列」等の祭礼行事、盆踊等を実施するために道路を使用するとき
- (10) その他、公共的性格を有し、かつ、営利を目的としない団体が道路を使用するもので、署長等が公益のための使用であると認めたとき

第4 手数料の処理

- 1 手数料を徴収する場合
 - (1) 手数料の徴収に際しては、手数料条例に定める額に相当する額の山形 県収入証紙(以下「県証紙」という。)を、申請書の空白部に貼付させ るものとする。
 - (2) 県証紙の消印は、申請書に県証紙が貼付されている場合は、署長等に

提出された日をもって行い、県証紙が貼付されていない場合は、申請者に補正を求めた上、申請書に県証紙を貼付させた日をもって行うものとする。

2 手数料を免除する場合

(1) 手数料を免除する場合は、次の記載例によって申請書の余白に表示し、 決裁を受けなければならない。

(記載例)第3(1)に該当するから手数料徴収免除

(2) 手数料の免除により県証紙が貼付されない申請書(控)は、県証紙が貼付されたものと区別し、別冊とするものとする。